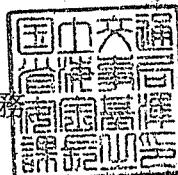


国海安第34号
平成21年6月18日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
秋田



船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・小型船舶安全規則（昭和49年 運輸省令 第36号）
- ・航海用具の基準を定める告示（平成14年 国土交通省告示 第512号）



船舶検査心得の一部改正について

平成 21 年 6 月
海事局安全基準課

航海用レーダー反射器については、小型船舶安全規則及び航海用具の基準を定める告示の心得でレーダー断面積を、 0.3 m^2 以上から 2.5 m^2 以上に変更する改正を行い、昨年 7 月 1 日から施行したところである。

同改正では、平成 21 年 7 月 1 日以降に建造、又は建造に着手された船舶に対して適用されることになっているが、性能基準を満足した製品の流通が遅れることから適用の期日を 6 ヶ月延長し、平成 22 年 1 月 1 日とする。

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

		現 行		備 考
改 正 案	3-1-6 航海用具の基準を定める告示	3-1-6 航海用具の基準を定める告示		
心得附則（平成20年6月27日） (経過措置)	心得附則（平成20年6月27日） (経過措置) 平成22年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の12.0(a)の規定にかかるらず、なお従前の例によることができます。	心得附則（平成20年6月27日） (経過措置) 平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の12.0(a)の規定にかかるらず、なお従前の例によることができます。		
<参考>				
	第2章 航海用具 第7節 航海用レーダー等 (航海用レーダー反射器)	第2章 航海用具 第7節 航海用レーダー等 (航海用レーダー反射器)	第2章 航海用具 第7節 航海用レーダー等 (航海用レーダー反射器)	
12.0 航海用レーダー反射器：Radar Reflector	(a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5m ² 以上で、かつ、レーダー断面積が0.3m ² 未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。	(a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3m ² 以上で、かつ、レーダー断面積が0.3m ² 未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。	12.0 航海用レーダー反射器：Radar Reflector (a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3m ² 以上で、かつ、レーダー断面積が0.3m ² 未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。	

		現 行		(傍線の部分は改正部分)	
改 正 案		9-1 小型船舶安全規則		9-1 小型船舶安全規則	
	心得附則 (平成20年6月27日) (経過措置)		心得附則 (平成20年6月27日) (経過措置)		
	平成22年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の84-3.0(a)の規定にかかるず、なお従前の例によることができます。		平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の84-3.0(a)の規定にかかるず、なお従前の例によることができます。		
<参考>		第9章 航海用具		第9章 航海用具	
		(航海用レーダー反射器)		(航海用レーダー反射器)	
		84-3.0(a)「効果的な航海用レーダー反射器」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3m ² 以上のものとし、その設置方法は次のとおりとする。		84-3.0(a)「効果的なレーダー反射器」とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3m ² 以上のものとし、その設置方法は次のとおりとする。	
		84-3.0(a)「効果的な航海用レーダー反射器」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5m ² 以上で、かつ、レーダー断面積が2.5m ² 未満となる方向が10°以上連続しないものとし、その設置方法は次のとおりとする。		84-3.0(a)「効果的なレーダー反射器」は反射器が正しい向きになるよう固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。	
		(1) 方法 航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるよう固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。		(1) 方法 航海用レーダー反射器が正しい向きになるよう固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。	
		(2) 位置 航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければならない。		(2) 位置 航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければならない。	

(3) 取り付け高さ
航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン
頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に
装備しなければならない。

(3) 取り付け高さ
航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン
頂部等海面高さ1m以上でのできるだけ高い位置に
装備しなければならない。

航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン
頂部等海面高さ1m以上でのできるだけ高い位置に
装備しなければならない。